



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年10月29日火曜日 第1403号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県職員等表彰規則の一部を改正する規則.....	1215
テクノプラザ愛媛使用規則の一部を改正する規則.....	1215

告 示

土地改良区役員の就退任の届出（6件）.....	1218
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	1220
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	1220
町営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧.....	1221
解除予定保安林にする旨の通知等（3件）.....	1221
道路の区域変更（県道大洲長浜線）.....	1224
道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....	1224
道路の供用開始（ " ）.....	1224
道路の区域変更（一般国道441号）.....	1225
道路の供用開始（ " ）.....	1225
道路の区域変更（県道野村柳谷線）.....	1225
道路の供用開始（ " ）.....	1225
道路の区域変更（一般国道381号）.....	1225
道路の供用開始（ " ）.....	1226
開発行為に関する工事の完了.....	1226
道路の位置の指定（2件）.....	1226

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）.....	1226
平成15年度及び平成16年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等.....	1227
屋外広告物条例の規定に基づく講習会の開催.....	1232

選挙管理委員会告示

政治団体の収支に関する報告書の訂正の届出.....	1232
---------------------------	------

規 則

○愛媛県規則第70号

愛媛県職員等表彰規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県職員等表彰規則の一部を改正する規則

愛媛県職員等表彰規則（昭和54年愛媛県規則第59号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

本 籍		を削る。
住 所		

様式第3号中

本 籍		を削り、
住 所		

性 質		を
素 行		

人物評価		に改める。
------	--	-------

様式第4号中

本 籍		を削り、
住 所		

性 質		を
素 行		

人物評価		に改める。
------	--	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第71号

テクノプラザ愛媛使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

テクノプラザ愛媛使用規則の一部を改正する規則

テクノプラザ愛媛使用規則（平成2年愛媛県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び機器」を削り、同項第1号中「及び同表3の項に掲げる機器」を削り、同項第2号中「及び同表4の項に掲げる機器」を削る。

第4条中「機器並びに」を削る。

第5条第1項中「及び機器」を削り、同条第2項第2号中「2月前まで」を「10日前まで」に改め、同項第3号及び第4号を削る。

第9条第2項中「及び機器」を削る。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条中「から別表第4まで」を「及び別表第3」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおり」を「別表第1 1の項に掲げる施設にあっては、使用日の30日前」に改め、同条各号を削り、同条を第13条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1中「第10条、第14条」を「第13条」に改め、同表2の項中「インキュベート・ルーム」を「インキュベート・創業準備室
ルーム」に改め、同表3の項及び4の項を削る。

別表第2中「第13条」を「第12条」に改め、同表研修室の部C A I研修室の項及びE W S研修室の項を削り、同表会議室の部一般会議室の項の次に次のように加える。

小会議室	1時間につき	660
------	--------	-----

別表第2インキュベート・ルームの部の次に次のように加える。

創業準備室	1区画1月につき	5,000
-------	----------	-------

別表第3を削り、別表第4中「第13条」を「第12条」に改め、同表を別表第3とする。

様式第1号(表)使用施設、機器等の項中「、機器等」を
「 O A 研修室 倉庫
C A I 研修室 第2駐車場
削り、 E W S 研修室 備付機器 を
特別会議室 貸出機器(L A N)
一般会議室
O A 研修室 創業準備室
特別会議室 倉庫
一般会議室 第2駐車場 に改め、同様式(裏)を次の
小会議室
ように改める。」

(裏)

施 設 名	使用開始日時	使用終了日時
テ ク ノ ホ ー ル (全 体 ・ 半 分)		
一 般 研 修 室 (全 体 ・ 半 分)		
O A 研 修 室		
特 別 会 議 室		
一 般 会 議 室 (全 体 ・ 半 分 ・ 1 / 4)		
小 会 議 室		
共 同 研 究 室 (面 積 m ²)		
イ ン キ ュ ー ベ ー ト ・ ル ー ム (面 積 m ²)		
創 業 準 備 室 (区 画)		
倉 庫 (面 積 m ²)		
第 2 駐 車 場 (台 数 台)		
(備考)		

様式第2号(表)使用施設、機器等(面積、台数等)の項、同様式(裏)使用上の注意事項5、様式第4号使用予定施設、機器等(使用頻度)の項及び様式第5号(裏)使用上の注意事項4中「、機器等」を削る。

様式第6号中「第15条」を「第14条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成14年11月1日から施行する。
2 この規則施行の際現に改正前のテクノプラザ愛媛使用規則様式第1号、様式第2号、様式第4号及び様式第5号の規定により提出され、又は交付している書類は、それぞれ改正後のテクノプラザ愛媛使用規則様式第1号、様式第2号及び様式第4号の規定により提出され、又は交付した書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第1730号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、土居町土居土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏 名, 住 所. Lists newly appointed members including 星田 脩, 加藤 毅, etc.

退 任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏 名, 住 所. Lists members who have resigned, including 星田 脩, 加地 昌幸, etc.

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏 名, 住 所. Lists members including 曾我部 栄義, 山田 幸市, etc.

○愛媛県告示第1731号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、宇摩郡土居町中村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏 名, 住 所. Lists newly appointed members including 苅田 巖之, 加藤 隆雄, etc.

退 任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏 名, 住 所. Lists members who have resigned, including 苅田 巖之, 加藤 隆雄, etc.

〃	安藤 祐光	宇摩郡土居町大字中村1008番地
〃	進藤 匡誼	宇摩郡土居町大字中村817番地 2
監事	岡 文平	宇摩郡土居町大字中村1200番地
〃	鈴木 直子	宇摩郡土居町大字中村611番地

○愛媛県告示第1732号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土居町長津土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	村上 勝正	宇摩郡土居町大字津根1722番地 1
〃	松本 勝利	宇摩郡土居町大字津根1230番地
〃	近藤 忠己	宇摩郡土居町大字津根3910番地
〃	坂上 光男	宇摩郡土居町大字津根3884番地
〃	三木 保	宇摩郡土居町大字津根2050番地
〃	河村 力男	宇摩郡土居町大字野田乙1074番地
〃	高橋 正行	宇摩郡土居町大字野田乙27番地
〃	鈴木 博喜	宇摩郡土居町大字野田甲242番地
〃	河上 孝士	宇摩郡土居町大字津根811番地 3
〃	合田 正信	宇摩郡土居町大字野田甲1409番地
監事	安藤 芳亘	宇摩郡土居町大字津根3095番地
〃	堀川 俊雄	宇摩郡土居町大字津根3457番地
〃	続木 則幸	宇摩郡土居町大字野田甲1000番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	村上 勝正	宇摩郡土居町大字津根1722番地 1
〃	鈴木 武典	宇摩郡土居町大字野田甲1158番地
〃	近藤 忠己	宇摩郡土居町大字津根3910番地
〃	坂上 光男	宇摩郡土居町大字津根3884番地
〃	守屋 友善	宇摩郡土居町大字津根2040番地
〃	河村 力男	宇摩郡土居町大字野田乙1074番地
〃	高橋 正行	宇摩郡土居町大字野田乙27番地
〃	鈴木 博喜	宇摩郡土居町大字野田甲242番地
〃	河上 孝士	宇摩郡土居町大字津根811番地 3
〃	山内 弘	宇摩郡土居町大字津根890番地
監事	安藤 芳亘	宇摩郡土居町大字津根3095番地
〃	堀川 俊雄	宇摩郡土居町大字津根3457番地
〃	続木 玉夫	宇摩郡土居町大字野田甲1239番地

○愛媛県告示第1733号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、宇摩郡土居町天満土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	大久保 繁男	宇摩郡土居町大字天満2662番地
〃	山中 孝	宇摩郡土居町大字天満587番地
〃	津田 耕	宇摩郡土居町大字天満2178番地
〃	岩崎 利博	宇摩郡土居町大字天満1847番地
〃	鈴木 民男	宇摩郡土居町大字天満2761番地
〃	岸 利文	宇摩郡土居町大字天満2734番地
〃	寺尾 正義	宇摩郡土居町大字天満641番地
〃	中村 公雄	宇摩郡土居町大字天満2188番地
〃	近藤 喜三郎	宇摩郡土居町大字天満460番地
〃	近藤 恭一郎	宇摩郡土居町大字天満673番地 1
〃	岸 甫行	宇摩郡土居町大字天満2456番地 1
〃	岸 通光	宇摩郡土居町大字天満2460番地 1
監事	松木 道弘	宇摩郡土居町大字天満1517番地
〃	岸 信雄	宇摩郡土居町大字天満2716番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	大久保 繁男	宇摩郡土居町大字天満2662番地
〃	山中 孝	宇摩郡土居町大字天満587番地
〃	岩崎 利博	宇摩郡土居町大字天満1847番地
〃	岸 盛雄	宇摩郡土居町大字天満2661番地
〃	鈴木 民男	宇摩郡土居町大字天満2761番地
〃	岸 利文	宇摩郡土居町大字天満2734番地
〃	高橋 照充	宇摩郡土居町大字天満2133番地
〃	寺尾 正義	宇摩郡土居町大字天満641番地
〃	中村 公雄	宇摩郡土居町大字天満2188番地
〃	山田 松行	宇摩郡土居町大字蕪崎715番地 1
〃	近藤 喜三郎	宇摩郡土居町大字天満460番地
〃	近藤 恭一郎	宇摩郡土居町大字天満673番地 1
監事	松木 道弘	宇摩郡土居町大字天満1517番地
〃	岸 信雄	宇摩郡土居町大字天満2716番地

○愛媛県告示第1734号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土居町蕪崎土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	山内 弘通	宇摩郡土居町大字蕪崎836番地 2
〃	保子 元市	宇摩郡土居町大字蕪崎2553番地
〃	野村 良一	宇摩郡土居町大字蕪崎773番地
〃	野村 好三郎	宇摩郡土居町大字蕪崎727番地 1
〃	山内 信介	宇摩郡土居町大字蕪崎843番地
〃	鈴木 石助	宇摩郡土居町大字蕪崎929番地
〃	山内 博敏	宇摩郡土居町大字蕪崎915番地 1

"	合 田 壽 雄	宇摩郡土居町大字蕪崎2508番地 2
"	玉 井 幸 治	宇摩郡土居町大字蕪崎2396番地 1
"	山 内 茂	宇摩郡土居町大字蕪崎2551番地 2
"	高 石 邦 夫	宇摩郡土居町大字蕪崎2942番地
"	鈴 木 陸 史	宇摩郡土居町大字蕪崎858番地 2
"	杉 山 亨	宇摩郡土居町大字蕪崎887番地
監 事	山 内 圭 二	宇摩郡土居町大字蕪崎83番地
"	高 橋 利 勝	宇摩郡土居町大字蕪崎869番地

"	加 地 廣 男	宇摩郡土居町大字藤原 6 番耕地30番地
監 事	高 橋 長 末	宇摩郡土居町大字藤原 4 番耕地276番地 2
"	越 智 肇	宇摩郡土居町大字藤原 4 番耕地267番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	保 子 元 市	宇摩郡土居町大字蕪崎2553番地
"	村 上 義 定	宇摩郡土居町大字蕪崎1168番地
"	高 橋 利 勝	宇摩郡土居町大字蕪崎869番地
"	山 内 干 城	宇摩郡土居町大字蕪崎926番地
"	山 内 国 照	宇摩郡土居町大字蕪崎825番地
"	山 内 弘 通	宇摩郡土居町大字蕪崎836番地 2
"	野 村 好 三 郎	宇摩郡土居町大字蕪崎727番地 1
"	三 木 悦 朗	宇摩郡土居町大字蕪崎866番地 1
"	玉 井 淨	宇摩郡土居町大字蕪崎2438番地 2
"	鈴 木 満	宇摩郡土居町大字蕪崎2429番地 3
"	高 石 萬 一	宇摩郡土居町大字蕪崎2535番地
"	高 石 邦 夫	宇摩郡土居町大字蕪崎2942番地
"	山 内 信 介	宇摩郡土居町大字蕪崎843番地
監 事	入 川 浩 一	宇摩郡土居町大字蕪崎1163番地 2
"	山 内 圭 二	宇摩郡土居町大字蕪崎83番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 田 久	宇摩郡土居町大字藤原 6 番耕地147番地
"	藤 田 強	宇摩郡土居町大字藤原 4 番耕地153番地
"	梶 本 幸 一	宇摩郡土居町大字藤原 4 番耕地244番地
"	河 村 高 志	宇摩郡土居町大字藤原 4 番耕地319番地
"	合 田 貞 義	宇摩郡土居町大字藤原 4 番耕地270番地
"	近 藤 昇	宇摩郡土居町大字藤原 6 番耕地157番地
"	大 原 秀 明	宇摩郡土居町大字藤原 6 番耕地160番地
"	加 地 実	宇摩郡土居町大字藤原 4 番耕地150番地 2
"	越 智 友 広	宇摩郡土居町大字藤原 6 番耕地279番地
"	高 橋 弘 祐	宇摩郡土居町大字藤原 6 番耕地17番地
"	加 地 宣 正	宇摩郡土居町大字藤原 4 番耕地248番地
監 事	高 橋 長 末	宇摩郡土居町大字藤原 4 番耕地276番地 2
"	越 智 肇	宇摩郡土居町大字藤原 4 番耕地267番地

○愛媛県告示第1735号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、土居町藤原土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 田 久	宇摩郡土居町大字藤原 6 番耕地147番地
"	藤 田 強	宇摩郡土居町大字藤原 4 番耕地153番地
"	曾我部 一	宇摩郡土居町大字藤原 4 番耕地249番地
"	安 部 久 男	宇摩郡土居町大字藤原 4 番耕地405番地
"	白 木 栄	宇摩郡土居町大字藤原 4 番耕地95番地 1
"	三 木 敏 包	宇摩郡土居町大字藤原 4 番耕地322番地
"	大 田 徹 雄	宇摩郡土居町大字藤原 4 番耕地141番地
"	加 地 幸 弘	宇摩郡土居町大字藤原 4 番耕地191番地
"	高 橋 忠 行	宇摩郡土居町大字藤原 6 番耕地208番地 2
"	三 木 宙 三	宇摩郡土居町大字藤原 6 番耕地243番地

○愛媛県告示第1736号

新居浜市金子土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新居浜市金子土地改良区土地改良事業（維持管理）計画書の写し
 - 新居浜市金子土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成14年10月30日から11月27日まで
- 縦覧場所
新居浜市役所

○愛媛県告示第1737号

内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・麓地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のと

おり関係書類を縦覧に供する。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 内子町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・麓地区）計画書の写し
 (2) 内子町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成14年10月30日から11月27日まで

3 縦覧場所

内子町役場

○愛媛県告示第1738号

内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・上日の地本村地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・上日の地本村地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成14年10月30日から11月27日まで

3 縦覧場所

内子町役場

○愛媛県告示第1739号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

温泉郡重信町大字樋口字日吉谷乙363、字ヲガバ乙385の1から乙385の3まで、乙385の5

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
 (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字日吉谷乙363・字ヲガバ乙385の1・乙385の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

温泉郡川内町大字則之内字久米両乙539、乙553、乙555の1、丙275の1、字宮ノ下丙274、字久米領丙276、丙407、字鍋谷丙277、字桑坂丙402の2、丙406、字堂ノラク丙405、字トナ谷丙415の1、丙415の2、丙416

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
 (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字久米両乙539・丙275の1・字宮ノ下丙274・字久米領丙407（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

伊予郡双海町大字上灘字川東甲1000、字デイノウ子丙171、丙176の1から丙176の4まで、丙183の2、丙184、丙185の1、丙185の3、丙186の1、丙186の2、丙187の1、丙187の2、丙188、丙189、丙190の1から丙190の4まで、丙190の6、丙190の16、丙190の19から丙190の23まで、丙190の25、丙190の27から丙190の32まで、丙190の34、丙190の36、丙190の38、丙190の40、丙191の1、丙191の2、丙194の1、丙194の5、丙195の2、丙197、丙198、字ヒノキガ内丁1の3、丁1の4、丁1の6、丁1の14、丁1の19、丁2の2、丁2の3、丁2の5から丁2の10まで、丁3の1から丁3の3まで、字戎山丁8の1から丁8の3まで、丁9、丁12の1、丁12の2、丁13の1、丁15の1、丁15の2、丁16

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
 (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字デイノウ子丙190の6・丙190の21（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万町大字菅生3番耕地235の4、3番耕地235の5、3番耕地247の2、3番耕地248の1、3番耕地249から3番耕地251まで、3番耕地253の1、3番耕地253の2、3番耕地254、3番耕地255、3番耕地256の1から3番耕地256の5まで、3番耕地257の1、3番耕地257の2、3番耕地258の1、3番耕地258の2、3番耕地259の2、3番耕地259の3、3番耕地277の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字菅生3番耕地247の2・3番耕地248の1・3番耕地257の1・3番耕地258の1・3番耕地259の2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、3番耕地259の3

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1740号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万町大字東明神乙1144、乙1145の1、乙1148、乙1152の1、乙1153

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字東明神乙1144・乙1148・乙1153（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

温泉郡重信町大字上林字西畑乙566の4、乙566の5、乙566の8、乙566の10

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西畑乙566の4・乙566の5・乙566の8（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

大洲市徳森字神南2208の1・2208の2・2208の5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2203の1、2203の2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字神南2203の2（次の図に示す部分に限る。）、2208の1、2208の2、2208の5

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡小田町大字上川2613から2615まで、2616の1、2671の1、2671の3、2671の5、2672の1、2672の3、2673、2674の1、2710

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字上川2614・2615・2616の1・2672の1・2673・2674の1・2710（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

松山市青波町乙50から乙53まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

青波町乙50、乙51

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに係る市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1741号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡三間町大字音地1742、1745、1763

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字音地1742・1745・1763(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡日吉村大字日向谷40、41、43の2、43の3、1250から1264まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字日向谷1250・1252・1253・1259から1261まで・1263・1264(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)、40、41、43の2、43の3、1251

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

伊予郡双海町大字上灘字日ノ地辛213の2、辛213の84、辛213の86、辛215、辛216、辛228の2、辛237、辛258、辛259の1から辛259の3まで、辛259の5、辛260の1、辛260の2、辛261の1、辛261の2、辛264の1、辛266の1から辛266の3まで、辛267

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字日ノ地辛258・辛259の3(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

温泉郡川内町大字則之内字三島井手乙1197、乙1198、字久尾ダバ丙192の10、丙192の11、丙192の13、丙192の15、丙192の17、丙192の19、丙192の21、丙192の23から丙192の27まで、丙192の35、丙192の38、丙192の39、丙192の63、丙192の78

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字三島井手乙1198・字久尾ダバ丙192の10・丙192の13・丙192の27(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、丙192の15、丙192の26

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

喜多郡長浜町大字豊茂庚 180 の 4、庚 195、庚 196 の 2、乙1698、乙1699の 1、乙1700の 3

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字豊茂庚 180 の 4 ・ 庚 195 ・ 庚 196 の 2 ・ 乙16

98 ・ 乙1699の 1 ・ 乙1700の 3 (以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1742号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大洲長浜線	大洲市中村字殿町554番から 同市五郎1358番 4 まで	旧	メートル 4.3~10.4	キロメートル 4.217	
		大洲市中村字殿町554番から 同市五郎1358番 4 まで 及 び 大洲市若宮字ミツコシ1558番 4 から 同市五郎1358番 4 まで	新	4.3~10.4 10.8~41.5	4.217 1.395	

○愛媛県告示第1743号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡河辺村大字三嶋1604番から 同大字1603番 2 まで	旧	メートル 4.0~ 7.5	キロメートル 0.120	
			新	9.3~16.0	0.122	

○愛媛県告示第1744号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡河辺村大字三嶋1623番 2 から 同大字1603番 2 まで	平成14年10月29日

○愛媛県告示第1745号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	東宇和郡野村町大字旭140番地先から 同大字219番地先まで	旧	メートル 11.5～22.5	キロメートル 0.080	
			新	11.5～34.5	0.080	

○愛媛県告示第1746号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	441号	東宇和郡野村町大字旭140番地先から 同大字219番地先まで	平成14年10月29日

○愛媛県告示第1747号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	東宇和郡野村町大字大野ヶ原358番2地先から 同大字352番1地先まで	旧	メートル 3.8～6.0	キロメートル 0.550	
			新	7.8～20.5	0.551	

○愛媛県告示第1748号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	東宇和郡野村町大字大野ヶ原358番2地先から 同大字352番1地先まで	平成14年10月29日

○愛媛県告示第1749号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	381号	北宇和郡広見町大字出目2538番6から 同大字3369番6まで	旧	メートル 8.4~45.4	キロメートル 0.450	
			新	14.5~79.0	0.450	

○愛媛県告示第1750号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	381号	北宇和郡広見町大字出目2531番7から 同大字3369番6まで	平成14年10月29日

○愛媛県告示第1751号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
松局伊土検（開）第33号 平成14年10月9日	伊予市宮下字大柿1921番2	大洲市西大洲甲996番地1 海 田 計

○愛媛県告示第1752号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

- 道路の位置
川之江市妻鳥町字西三本木1676番1、1682番、1676番5
及び1676番5地先農道
- 申請人の住所氏名
香川県高松市藤塚町一丁目11番22号
株式会社穴吹工務店
代表取締役 穴吹 英隆
- 図面省略

○愛媛県告示第1753号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

- 道路の位置
伊予郡松前町大字北黒田字帰帆970番7
- 申請人の住所氏名
松山市北久米町664番地11
有限会社プロダクト工房
代表取締役 森田 徐満
- 図面省略

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年10月18日	特定非営利活動法人 NPOパソコン活用支援ぴんぐ	仲 尾 聖 子	北条市宮内乙11番地25	この法人は、不特定多数の個人、団体を対象に、少子高齢化、核家族化社会を背景とした情報技術化社会に関する様々な課題の解決に向けて、現状の調査研究を行い、地域の人々の活力や能力を生かした多様な情報技術に関する支援活動を展開し、すべての地域住民がインターネット等情報技術を活用し、いつでも行政サービスをはじめとする各種サービスを楽しむとともに、福祉、社会教育、人権、まちづくり、男女共同参画、市民活動促進など、さまざまなかたちでコミュニティに参加できる機会均等な社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年10月21日	特定非営利活動法人 愛媛囀合文化保存会	山 中 哲 雄	松山市高岡町497番地1	この法人は、日本古来より伝わる伝統文化としての鳴き合せ競技を正しく後世に伝えるとともに環境保護及び種の保存に係るボランティア活動を通して鳥と人類の共存を図り、もって日本文化の振興と環境保全を目指し広く社会に貢献することを目的とする。

○公 告

平成15年度及び平成16年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に加わろうとする者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法を、次のとおり定めた。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 工事種別

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 大工工事
- (4) 左官工事
- (5) とび・土工・コンクリート工事
- (6) 石工事
- (7) 屋根工事
- (8) 電気工事
- (9) 管工事
- (10) タイル・れんが・ブロック工事
- (11) 鋼構造物工事
- (12) 鉄筋工事
- (13) 舗装工事
- (14) しゅんせつ工事
- (15) 板金工事
- (16) ガラス工事
- (17) 塗装工事
- (18) 防水工事
- (19) 内装仕上工事

- (20) 機械器具設置工事
- (21) 熱絶縁工事
- (22) 電気通信工事
- (23) 造園工事
- (24) さく井工事
- (25) 建具工事
- (26) 水道施設工事
- (27) 消防施設工事
- (28) 清掃施設工事

2 建設工事に係る競争入札等に加わることができない者

- (1) 当該競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実のあった後2年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 資格

(1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号。以下「業者選定要領」という。）第2条の規定による等級別格付け（以下「格付け」という。）をされた者

イ 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号。以下「共同企業体要綱」という。）第12条第2項において例によることとされる業者選定要領の規定による格付けをされた経常建設共同企業体

ウ 共同企業体要綱第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第11条第2項の通知を受けた特定建設工事共同企業体（特定建設工事共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。）

(2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 資格審査を申請する日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

4 申請の時期

平成14年11月5日（火）から12月13日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

なお、その後も、随時申請を受け付けるが、この場合には、競争入札等に間に合わないことがある。

また、特定建設工事共同企業体に係る申請は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告の日以後に受け付ける。

5 申請書類の請求先、提出先及び提出方法

(1) 請求先

社団法人愛媛県建設業協会

〒790 0002

愛媛県松山市二番町四丁目4番地4

電話番号（089）943 5324

(2) 提出先及び提出方法

別表の提出先に持参して提出するものとする。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体に係る申請書類の請求先及び提出先は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告に定めるところによる。

6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

(1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16

条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い

(1) 特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に加わろうとする者は、申請書類を提出する際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書（様式第1号。以下「参加表明書」という。）を提出すること。ただし、申請書類を提出した後において、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。

(2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知する。

8 資格の効力

資格は、平成15年度及び平成16年度の建設工事に係る競争入札等について効力を有する。ただし、特定建設工事共同企業体に係る資格は、当該特定建設工事共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。

9 平成17年度及び平成18年度の資格審査

平成17年度及び平成18年度の建設工事に係る競争入札等に加わろうとする者の資格については、平成16年9月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

10 問い合わせ先

愛媛県土木部土木管理課建設係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号（089）941 2111 内線3417

別表(5 関係)

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県土木部土木管理課 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089 - 941 - 2111 (内線3417、3813)	県外
愛媛県西条地方局伊予三島土木事務所事業管理課 〒799 - 0404 伊予三島市宮川四丁目6番53号 電話番号 0896 - 24 - 4455 (内線255)	川之江市、伊予三島市及び宇摩郡
愛媛県西条地方局建設部管理課 〒793 - 0042 西条市喜多川796番地1 電話番号 0897 - 56 - 1300 (内線407)	新居浜市及び西条市
愛媛県西条地方局丹原土木事務所用地管理課 〒791 - 0508 周桑郡丹原町池田1611番地 電話番号 0898 - 68 - 7004 (内線212)	東予市及び周桑郡
愛媛県今治地方局建設部管理課 〒794 - 0042 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 - 23 - 2500 (内線262)	今治市及び越智郡
愛媛県松山地方局建設部管理課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 941 - 1111 (内線418)	松山市、北条市及び温泉郡
愛媛県松山地方局久万土木事務所用地管理課 〒791 - 1201 上浮穴郡久万町久万町571番地1 電話番号 0892 - 21 - 1210 (内線415)	上浮穴郡
愛媛県松山地方局伊予土木事務所用地管理課 〒799 - 3113 伊予市米湊269番地 電話番号 089 - 982 - 1205 (内線405)	伊予市及び伊予郡
愛媛県八幡浜地方局大洲土木事務所事業管理課 〒795 - 8504 大洲市田口甲425番地1 電話番号 0893 - 24 - 5121 (内線304)	大洲市及び喜多郡
愛媛県八幡浜地方局建設部管理課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 - 22 - 4111 (内線406)	八幡浜市及び西宇和郡
愛媛県八幡浜地方局宇和土木事務所事業管理課 〒797 - 0015 東宇和郡宇和町卯之町四丁目445番地 電話番号 0894 - 62 - 1331 (内線284)	東宇和郡
愛媛県宇和島地方局建設部管理課 〒798 - 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 - 22 - 5211 (内線407)	宇和島市及び北宇和郡
愛媛県宇和島地方局御荘土木事務所用地管理課 〒798 - 4194 南宇和郡御荘町平城3048 電話番号 0895 - 72 - 1145 (内線233)	南宇和郡

様式第1号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

年 月 日

愛媛県知事

殿

郵便番号 -

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者又は個人の氏名

印

電話 () - 番

参加を希望する工事種別

様式第2号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 殿

愛媛県知事

印

1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

○公 告

屋外広告物条例の規定に基づく講習会の開催について

愛媛県広告物条例（昭和39年愛媛県条例第50号）第21条第1項に基づき、次のとおり同項に規定する講習会を開催する。

平成14年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 講習会の期日

平成15年1月22日（水）

午前8時30分から午後5時まで

2 講習会の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第二別館5階第3会議室

3 受講申込書の提出期限

平成14年12月20日（金）。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受講申込書の提出先

〒790 8570

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部道路都市局都市計画課

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づく同法第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、訂正の届出があった。

その要旨は、次のとおりである。

平成14年10月29日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

平成12年分

その他の政治団体

（訂正後）

政治団体の名称 愛媛県医師連盟

報告年月日 H13. 3 . 15

1 収 入 総 額 40,929,143 円

前年繰越額 14,050,819 円

本年収入額 26,878,324 円

2 支 出 総 額 31,942,200 円

3 翌年繰越額 8,986,943 円

4 本年収入の内訳

個人の党費・会費（1,034人） 20,680,000 円

寄附 6,192,000 円

政治団体分 6,192,000 円

その他の収入 6,324 円

1件10万円未満のもの 6,324 円

5 寄 附 の 内 訳

（寄附者） （金 額） （住所・所在地）

（政治団体分）

日本医師連盟 6,192,000 円 東京都文京区

6 支 出 の 内 訳

政治活動費 31,942,200 円

組織活動費 4,262,200 円

寄附・交付金 27,680,000 円

（訂正前）

政治団体の名称 愛媛県医師連盟

報告年月日 H13. 3 . 15

1 収 入 総 額 20,249,143 円

前年繰越額 14,050,819 円

本年収入額 6,198,324 円

2 支 出 総 額 11,262,200 円

3 翌年繰越額	8,986,943 円
4 本年收入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	6,192,000 円
日本医師連盟	6,192,000 円
その他の収入	6,324 円
1件10万円未満のもの	6,324 円
5 支出の内訳	
政治活動費	11,262,200 円
組織活動費	4,262,200 円
寄附・交付金	7,000,000 円

第12条関係

平成11年分

その他の政治団体

(訂正後)

政治団体の名称 愛媛県医師連盟

報告年月日 H12. 2. 9

1 収入総額	41,620,682 円
前年繰越額	16,325,073 円
本年收入額	25,295,609 円
2 支出総額	27,569,863 円
3 翌年繰越額	14,050,819 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(1,019人)	20,380,000 円
寄附	4,905,000 円
政治団体分	4,905,000 円
その他の収入	10,609 円
1件10万円未満のもの	10,609 円

5 寄附の内訳

(寄附者)

(金額) (住所・所在地)

(政治団体分)

日本医師連盟 4,905,000 円 東京都文京区

6 支出の内訳

政治活動費	27,569,863 円
組織活動費	4,338,220 円
機関紙誌の発行その他の事業費	2,851,643 円
宣伝事業費	2,851,643 円
寄附・交付金	20,380,000 円

(訂正前)

政治団体の名称 愛媛県医師連盟

報告年月日 H12. 2. 9

1 収入総額	21,240,682 円
前年繰越額	16,325,073 円
本年收入額	4,915,609 円
2 支出総額	7,189,863 円
3 翌年繰越額	14,050,819 円
4 本年收入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	4,905,000 円
日本医師連盟	4,905,000 円
その他の収入	10,609 円
1件10万円未満のもの	10,609 円
5 支出の内訳	
政治活動費	7,189,863 円

組織活動費	4,338,220 円
機関紙誌の発行その他の事業費	2,851,643 円
宣伝事業費	2,851,643 円

第12条関係

平成10年分

その他の政治団体

(訂正後)

政治団体の名称 愛媛県医師連盟

報告年月日 H11.3.16

1 収入総額	42,668,098 円
前年繰越額	11,501,343 円
本年収入額	31,166,755 円
2 支出総額	26,343,025 円
3 翌年繰越額	16,325,073 円
4 本年収入の内訳	
個人の党費・会費(1,006人)	20,120,000 円
寄附	11,036,000 円
政治団体分	11,036,000 円
その他の収入	10,755 円
1件10万円未満のもの	10,755 円

5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(政治団体分)

日本医師連盟 11,036,000 円 東京都文京区

6 支出の内訳

政治活動費	26,343,025 円
組織活動費	4,723,025 円
寄附・交付金	21,620,000 円

(訂正前)

政治団体の名称 愛媛県医師連盟

報告年月日 H11.3.16

1 収入総額	22,548,098 円
前年繰越額	11,501,343 円
本年収入額	11,046,755 円
2 支出総額	6,223,025 円
3 翌年繰越額	16,325,073 円
4 本年収入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	11,036,000 円
日本医師連盟	11,036,000 円
その他の収入	10,755 円
1件10万円未満のもの	10,755 円
5 支出の内訳	
政治活動費	6,223,025 円
組織活動費	4,723,025 円
寄附・交付金	1,500,000 円